

第4章 計画の内容

基本的施策

- 1 男女の人権と性を尊重する教育の充実
- 2 女性に対する暴力等の根絶
- 3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援
- 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 5 社会における女性の活躍推進
- 6 家庭における男女共同参画の推進
- 7 職場における男女共同参画の推進
- 8 教育の場における男女共同参画の推進
- 9 地域における男女共同参画の推進
- 10 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための職場環境づくり
- 11 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための家庭・地域環境づくり
- 12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

基本的施策 1

男女の人権と性を尊重する教育の充実

現状と課題

条例第3条第1号において、「男女の人権尊重」を掲げ、男女が互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮する機会を確保することを基本理念の第一に位置づけています。

しかし、いまだ人々の意識の中に、社会によって形成されてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識^{*1}が根強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会^{*2}を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが不可欠であり、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成を促すための教育・学習の充実、情報発信を図ることが必要です。

また、人権尊重の中では、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合うとともに、性的マイノリティ^{*3}への配慮など、性の多様性を認め合うことが重要です。

1 男女の人権と性を尊重する教育の充実

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実
- (3) 多様な性のあり方の尊重
- (4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

* 1 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

* 2 男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

* 3 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障害（生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる）などの性的少数者を指す。LGBTとも言う。

施策の方針

(1) 男女の人権を尊重するための意識啓発

男女が性別に関係なく互いの人権を認め、尊重し合う意識の啓発を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・被害者に的確・迅速な対応をする人権法律相談などの相談体制の充実に努める。	広 報 広 聴 課
・人権に関する学習の機会及び情報を提供する。	市 民 協 働 課
・刊行物の用語、イラストなどの表現方法についての指導を行う。	

(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

教育・保育の現場において、子どもたちが性別にかかわらず互いの人権を尊重する意識を育むための教育や学習を実施します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・保護者や保育士等への子どもの人権尊重に関する教育を充実させる。	子 育 て 支 援 課
・保護者に対する人権尊重の啓発や教職員へ人権尊重に関する研修を行う。	学 校 教 育 課
・児童・生徒に対して人権教育に男女共同参画の視点を取り入れるよう働きかける。	
・教職員に対し、個々の子ども理解を大切にした上での人権尊重に関する研修を行う。	教職員研修センター

(3) 多様な性のあり方の尊重

男女の身体的特徴の違いへの理解や認識を深めるとともに、性的マイノリティについての理解・尊重のための学習機会の提供や啓発に努めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
・若年世代の正しい性知識の学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
・企業との連携により、若年世代を主な対象として、妊娠・出産について女性の自己決定権の重要性と医学的知見に併せた正しい総合的情報を提供し、正しい知識の啓発を図る。	健 康 づ く り 課
・妊娠から出産後までにかかわる男女のライフサイクルに応じた保健指導及びタイムリーな家庭訪問・相談等を行うとともに、各種健康診査の充実を図る。	
・妊婦とその夫への、親となる意識の啓発と母性保護に対する指導を行う。	
・性教育・性の尊重にかかる副教材の整備と、児童・生徒への性教育を行う。	学 校 教 育 課
・各学校で、児童・生徒への性の支援体制の確立を図る。	

(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

あらゆる分野での男女共同参画に関する意識の醸成や、環境づくりのための情報収集・広報活動の充実を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・男女共同参画推進のための基礎データを収集するため、定期的な調査を実施し現状把握を行う。	市 民 協 働 課
・広報紙・ホームページなどを利用した啓発活動を行う。	
・性と生殖に関する情報を収集し、発信・提供をする。	健 康 づ く り 課
・女性の健康相談に関する相談体制の充実や、妊娠を望む人への相談機関の紹介及び情報を提供する。	
・農業関係団体での女性活動のPRや研修情報を提供する。	農 林 農 地 課
・水産業関係者に対し、男女共同参画推進のための情報発信・情報提供を行う。	水 産 海 浜 課
・男女共同参画等に関する図書の紹介コーナーを設置し、市民への情報提供・啓発を図る。	市 立 図 書 館

基本的施策 2 女性に対する暴力等の根絶

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、マタニティ・ハラスメント^{*4}（以下「マタハラ」という。）、ドメスティック・バイオレンス^{*5}（以下「DV」という。）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害を受けた人に長期的に深刻な影響を及ぼします。

被害者の多くは女性であり、これらの暴力の背景には、男女の固定的な役割分担や経済力の格差、上下関係など、現代社会の構造的問題があると考えられています。

近年はSNS^{*6}の普及により、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の新たな性的暴力が顕在化しています。

身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などについて広く周知し、多くの人にかかわる社会的問題であるという認識を広く市民に浸透させる啓発を行うとともに、被害者支援の強化などを図る必要があります。

その他、性的虐待や職場でのパワーハラスメント^{*7}など、子どもや男性などに対する暴力への対応も必要です。

2 女性に対する暴力等の根絶

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

*4 マタニティ・ハラスメント

働く女性に対して、妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。妊娠・出産・育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことは男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等で禁止されている。

*5 ドメスティック・バイオレンス

配偶者・恋人などの親密な関係にある人々の間におきる暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、ののしる・馬鹿にするなどの精神的暴力、セックスを強要するなどの性的暴力がある。平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に関する法律」(DV防止法)では、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、加害者に対する退去命令や接近禁止命令などの保護命令制度の規定や都道府県に「配偶者暴力支援センター」の設置を義務づけた。

*6 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あ

施策の方針

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力や、それに伴う児童虐待などに関する認識を深め、根絶に向けての防止対策の充実と被害者保護などの支援をします。

施 策 の 内 容	担 当 課
・セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止の啓発や防止関連情報を発信する。	市 民 協 働 課 社 会 福 祉 課
・就労の場でのセクハラ、マタハラ等の防止に向けた学習機会及び情報を提供する。	市 民 協 働 課
・市役所職員へのセクハラ、マタハラ等の防止に向けた啓発を行う。	人 事 課
・教育の場でのセクハラ、マタハラ、DV等の防止に関する啓発を行う。	学 校 教 育 課

(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

セクハラ、マタハラ、DV、児童虐待などの暴力による相談体制の充実と被害者保護や自立支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・市役所におけるセクハラ、マタハラ等に関する現状把握と相談体制を充実する。	人 事 課
・女性相談員による女性相談や、DV相談等を実施する。	社 会 福 祉 課
・DV等、暴力による被害者の保護と自立支援を行う。	
・児童虐待に関する相談体制等の充実を図る。	こ だ も 家 庭 課
・DV等暴力、児童虐待を受けていると思われる患者に対して院内チームで協議し、関係機関と連携しながら対応する。	医 事 課
・教育の場におけるセクハラ、マタハラ、DV等に関する現状把握と相談体制を充実する。	学 校 教 育 課

るいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

* 7 職場でのパワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

基本的施策 3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援

現状と課題

生涯を通じて心身ともに健康的で豊かな暮らしを送ることは男女共同参画社会における必要不可欠な要素の一つです。

女性は妊娠・出産、更年期疾患や乳がん・子宮がんなど、男性においては前立腺がんなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面します。

また、「性と生殖に関する健康と権利」*⁸の概念はいまだ浸透しておらず、さらに近年では、女性就業者の増加による心身の負担の増大、男性就業者の長時間労働、一人暮らし高齢者・障害者の地域での孤立など、心身ともに健康な暮らしの実現には多くの課題が散見されます。

このように、すべての人が年齢や性別にかかわらず、生涯を通じ健康に関する課題への理解を深め、責任を持った対応ができるよう、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。

3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

(8) 高齢者・障害者等の社会参加支援

* 8 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツと称する。）

生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうという概念。1994年にエジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議において提唱された。

これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」を合わせた概念。

施策の方針

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

「性と生殖に関する健康と権利」の視点に基づき、年齢・性別又は出産する・しないにかかわらず、男女が生涯を通じ、健康に生活できるための支援を充実し、ニーズを捉えた施策を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
• 男性の心身への健康に関する情報提供や、保健指導及び相談体制の充実を図る。	健 康 づ く り 課
• 身体的差異などの性差に配慮し、健康管理のための健診事業等を行う。	
• 身体的差異などの性差に配慮し、市民の健康づくりや健康維持のための各種スポーツ教室などを開催する。	ス ポー ツ 振 興 課
• 博物館等で女性が興味を持てる展示を行うよう配慮する。	文 化 振 興 課
• 市民の生きがいづくりのための学習機会の提供や、誰もが参加できるイベントなどを開催する。	生 涯 学 習 課

(8) 高齢者・障害者等の社会参加支援

性別による格差や偏りが生じないよう十分に配慮し、高齢者や障害者等の相談体制の整備や、社会参加及び自立した生活の支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・ユニバーサルデザイン ^{*9} の視点に立ったまちづくりの推進と出前講座の開設による市民への意識啓発を行う。	政 策 企 画 課
・生活に困窮する高齢者や障害者に対して社会的自立に向けた支援を行う。	社 会 福 祉 課
・高齢者が安心して社会生活を送るための生活サポートや職業支援及び高齢者が気軽に参加できるイベントの開催、老人クラブの活動支援などを行う。	長 寿 福 祉 課
・障害者の人権を理解し、社会参加に対する市民のサポート意識の啓発を行う。	障 害 福 祉 課
・障害者の自立した生活への支援及び相談体制を整える。	
・生涯学習の場として高齢者が気軽に参加できる講座・イベントを開催する。	生 涯 学 習 課

*9 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味であり、年齢、性別、身体、国籍などの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいよう、まちづくりやものづくり、環境づくりなどを進めていこうという考え方。

基本的施策 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

男女が共に暮らしやすい社会の実現には、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。しかし、女性は人口の半数を占めているにもかかわらず、我が国の政策・方針決定過程への女性の参画は遅れており、国際的にみても低水準にあります。

本市では、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」において、市審議会等への女性委員の登用率の目標値を30%と定め、登用の促進に努めてきましたが、平成27年4月1日現在22.9%であり、より一層の推進が求められています。

このような情勢を踏まえ、市政においてはポジティブ・アクション^{*10}の実行により、女性職員の登用推進や市審議会等への女性の参画機会の拡大をこれまで以上に図るとともに、事業所や各種機関・団体に対しても呼びかけるなど、積極的に取り組む必要があります。

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

* 10 ポジティブ・アクション

積極的改善措置。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

ポジティブ・アクションの例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定等が実施されており、男女共同参画社会基本法では、ポジティブ・アクションは国・地方公共団体の責務として規定されている。

施策の方針

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

政策・方針決定の場での男女の意見が均等に反映されるよう、市審議会等への女性の積極的登用を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
市審議会等への女性の参画拡大のため、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」に則り、各課への指導及び周知を行う。（目標：女性委員登用率30%）	市 民 協 働 課
女性を対象とした研修などを通じて、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てる。	

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

ポジティブ・アクションにより市役所・教育の場における管理職等への女性職員の登用を進めるとともに、研修等の充実を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
女性職員の管理職への積極的登用を行う。	人 事 課
女性職員の管理職登用に向け、モチベーションの向上及び視野の拡大等を図るため研修への参加を進める。	
女性の管理職への積極的推薦を行う。	学 校 教 育 課

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

企業・各種団体における管理職等への女性の登用を進めるため、学習機会や研修情報を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
女性の管理職への積極的な登用などに関する学習の機会を提供する。	市 民 協 働 課
市関係課や商工会議所・商工会など関係機関と連携し、企業における女性の積極的登用に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課

基本的施策 5 社会における女性の活躍推進

現状と課題

社会において女性の活躍が進むことで、多様な価値観と発想を取り入れることができます。

政策・方針決定過程への女性の参画はいまだ十分ではありませんが、女性活躍推進法の施行や政府の取り組みにより、女性の活躍に関する機運が高まっています。また、今後人口が減少していく中で、社会の活力を維持していくためには、あらゆる分野における女性の活躍が不可欠です。

行政や企業などにおいては、研修会などの学習機会の充実を図るなど、女性のエンパワーメント^{*11}を支援していくとともに、女性自身が意識や行動の改革を図っていくことが重要です。

さらに、地域社会においては女性が役員に就くことが容易となるよう、その環境づくりや仕組みづくりなど、地域の自主的な取り組みに対する支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進めることが求められています。

5 社会における女性の活躍推進

(12) 地域活動における女性の参画拡大

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

*11 エンパワーメント

力をつけること。政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけること。

施策の方針

(12) 地域活動における女性の参画拡大

地域における総合的な方針決定の場を含めた多様な地域活動での女性の活躍推進を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・自治会や地域コミュニティにおける活動や役職への女性の積極的な参画を支援する。	地 域 自 治 課
・女性漁業関係者が主体的に取り組む魚食普及活動等を支援する。	水 産 海 浜 課

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

女性が社会でより活躍するため、モチベーションアップやエンパワーメントの支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域リーダー養成講座などの情報を提供し、女性の参加を促進する。	地 域 自 治 課
・女性の就業意識や職業能力向上のための学習機会の提供・支援を行う。	商 工 振 興 課
・商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、女性起業者に対する情報提供・支援を行う。	
・産直市などで地産地消を推進する女性農業者等を支援する。	農 林 農 地 課
・水産関連施設の運営支援を通して女性の活躍を促す。	水 産 海 浜 課

基本的施策 6 家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

時代の変遷に伴い、家族形態が変化する中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、いまだ根強く残っています。そのことにより、男性の生き方が仕事中心となり、女性が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを担っている状況に繋がっていると考えられます。

男女共同参画は、働く女性への支援が強調されることが多く、女性のみの問題として受け止められ、男性は「自身の問題」として捉えにくい状況にあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への主体的な参画を促進するためには、職場風土の改革や働く男性の意識改革を図る必要があります。

6 家庭における男女共同参画の推進

(14) 男性に対する男女共同参画の促進

施策の方針

(14) 男性に対する男女共同参画の促進

男性の家事・育児・介護などへの主体的な参画を促すことにより、男女が協力し、責任を分かち合う家庭における役割分担を目指します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・男性の育児・家事等への主体的参画のきっかけとなるよう地域や職場における企画を提供する。	市 民 協 働 課
・男性に対し、育児・家事等への参加について、きっかけづくりの場を提供する。	子 育 て 支 援 課
・認知症や介護に関心がある男性や、現在、認知症等の高齢者を介護する男性に対し、認知症や介護の知識等に関する学習機会を提供する。	長 寿 福 祉 課

基本的施策 7 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などによって制度上の整備が進み、職場での女性の地位や就労環境は改善されつつありますが、依然として賃金、昇進、就業形態などにおいて男女間の格差があります。

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる職場づくりのためには、男女間の賃金格差の解消や長時間労働の削減、多様な働き方の推進など、雇用の分野における男女の均等な機会と公平な待遇の確保が不可欠です。

また、農業等の自営業に従事する女性は、家事労働も含め長時間の無償労働を余儀なくされていることが多い状況があることから、労働について適正な評価がなされ、対等なパートナーとして経営への参画や待遇の確保が求められます。

7 職場における男女共同参画の推進

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成

(16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進

(17) 職場における男女平等の促進

施策の方針

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成

職場で男女がそれぞれを尊重し、性別によって差別されることなく、個々の能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識の醸成のための情報を提供します。

特に市役所においては、市のあらゆる施策にて、男女共同参画の視点を導入した施策の推進がなされるよう職員の意識醸成を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
市職員へのワーク・ライフ・バランス^{*12}に関する研修・講座を実施する。	市 民 協 働 課
働く人たちを対象としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修を主催したり、開催を支援する。	

* 12 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日策定）において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めている。

その中で、各主体の取組として「仕事と生活の調和の実現の取組は、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う」とされている。

(16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進

職場において、性別にかかわらず個人がその能力を十分に発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう労働環境整備への取り組みを促します。

施 策 の 内 容	担 当 課
事業所の男女共同参画を促進するため、積極的に取り組んでいる事業所を認定し、認定事業所相互の意見交換等の情報を発信することにより、市内事業所への普及啓発を図る。	市 民 協 働 課
男女共同参画や関連法令などについて情報収集し、事業所に対して情報提供を行い、男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進を促す。	
市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、女性の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取り組み促進に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
魅力ある農業経営を実現するために、家族間の就業条件や経営の役割分担などの取り決めを行う、家族経営協定^{*13}締結の促進を図る。	農 林 農 地 課
院内保育所「きらら」の運営を行う。	病 院 管 理 課

(17) 職場における男女平等の促進

職場において、性別にかかわらず、能力による採用と適材適所の配置等への積極的な取り組みを促進するよう、啓発活動を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、職場における男女平等に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
選挙開票事務への女性職員の参画を推進する。	選挙管理委員会事務局

* 13 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

家族内での話し合いに基づいて、必要なルール・計画づくりを行い、家族経営であっても個人の立場や役割を明確にすると同時に、労働条件を整備し、家計と経営の分離を図るなど、近代的な経営管理に取り組んでいくことを目的としている。

基本的施策 8 教育の場における男女共同参画の推進

現状と課題

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見等をなくすためには、子どもの頃から男女平等教育をはじめとする人権教育を行う必要があります。

このことは、子どもが成長して社会に出てからも、性別にかかわらず互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に繋がります。

そのため、将来の担い手である子どもたちを育成する教職員や保護者が果たすべき役割は重大であり、教職員や保護者が、子どもに誤ったメッセージを与えないよう、男女共同参画に関する確かな知識を持つことが必要です。

8 教育の場における男女共同参画の推進

(18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

施策の方針

(18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

教育・保育の場における教職員・保護者に対する男女共同参画の意識改革や、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識の醸成を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
市内小中学校において、男女共同参画の視点を取り入れた職業講話を行う。	市 民 協 働 課
教職員などを対象に、男女共同参画に関する研修などの学習機会を提供する。	
保育士を対象に、男女平等や共同参画の意識を取り入れた研修を行い、資質を高める。	子 育 て 支 援 課
教職員・保育士等への男女共同参画に関する研修・講座を企画する機関への情報提供などにより、開催を促すとともに開催支援を行う。	学 校 教 育 課
性別にかかわらず、個性にあった多様な選択のできる進路・就職指導を行う。	
総合学習や道徳の時間を利用した学習の実施、効果的な副教材を利用する。	
各校において学級・学年懇談会等の際に、男女共同参画の話題に触れるよう働きかけるとともに、男女共同参画に関わる参観授業を公開することにより、保護者に理解してもらえよう努める。	

基本的施策 9 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

近年、家族機能の弱体化や一人暮らし高齢者の増加などにより、地域で支え合うコミュニティ^{*14}づくりは重要な課題であり、性別・世代を超えて、多様な住民が地域活動に参画し、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現が必要です。

しかし、自治会やボランティアなどの団体の会長には、主に職を退いた男性が就き、女性が補助的な役割に就く現状があるなど、地域社会においても性別による固定的役割分担意識はいまだ払拭されていません。

また、自然災害の影響による長期的な避難所運営においては、性別によるニーズの違い等に十分な配慮がなされないなどの様々な問題が浮き彫りとなっています。

そのため、地域活動や市民活動、ボランティアなどにおいて、若い世代や女性の参画を推進する取り組みが必要です。

9 地域における男女共同参画の推進

(19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成

(20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

(21) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

(22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

* 14 コミュニティ

地域コミュニティとは、地域に住んでいる人たちが、互いにふれあい、力を合わせ、知恵を出し合い、より住みよい環境をつくり出し、いつまでも心豊かに暮らしていこうとする人々の集まりのこと。

沼津市においてコミュニティ組織とは、「地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域の住民により自主的に構成された組織」と定義づけており、概ね中学校区を単位とする18地区のコミュニティがある。

施策の方針

(19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成

地域住民の性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、個性を活かした自由な選択を可能にする、男女共同参画意識の醸成のための学習機会を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
地域住民が地域活動を通して、主体的な啓発事業に取り組めるよう住民へ学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
青少年健全育成事業を実施し、青少年が男女共同参画を取り上げる機会を提供する。	生 涯 学 習 課
教育相談推進事業を実施し、不登校・進路・非行・子育てに悩む児童生徒とその保護者の悩みや、不安を受けとめ支援するとともに、相談員の資質向上を図る。	

(20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

男女が共に住みやすい地域づくりを進めるために、性別にかかわらず、ともに地域活動に参画するための支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
地域で実施する地域活性化に関する活動に女性の視点を取り入れる。	地 域 自 治 課
市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会^{*15}が実施する地域福祉を推進する事業を支援するとともに、特に若年世代の積極的な参加を促進する。	社 会 福 祉 課
母親を対象としたワークショップを開催し、子どもや子育て世代の交流の場・居場所づくりについて検討する。	建 築 指 導 課
中心市街地のまちづくりに女性の声を反映し、交流と定住を促進する。	中心市街地整備企画室
男女の偏りを含むPTA活動の現状を調査し、男女の偏りのない役員登用と活動への参画を促す。	生 涯 学 習 課

* 15 市区町村社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った民間非営利組織。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されており、市区町村ごとに1団体設立されている。

地区社会福祉協議会は、概ね中学校区を単位に市内20地区で組織され、それぞれの地域ニーズに対応した福祉活動が展開されるよう各種関係団体と連携しながら活動に取り組む団体。

(21) NPO^{*16}・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

地域社会を支え、女性の活躍の領域となりうるNPOなどとの連携を強化し、市民の参加を促すための情報発信などを行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
• NPO活動への市民参加促進のため、男女共同参画の視点を取り入れたNPO活動に関する学習機会の情報を発信する。	市 民 協 働 課
• NPO相談窓口などにおけるNPO団体への活動支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	
• ボランティア活動への市民参加を促すための情報発信や社会福祉協議会等による講座・イベントへの支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	社 会 福 祉 課
• 社会福祉協議会によるボランティア団体への情報提供や、相談窓口での相談受付などの支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	

(22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

地域社会を支えるNPO・ボランティア団体などとの連携を充実し、男女のニーズを的確にとらえた防災対策を推進します。

施 策 の 内 容	担 当 課
• 多様性に配慮した地域防災対策を支援する。	市 民 協 働 課
• 災害時要援護者避難支援計画の周知を図るとともに、地域における災害時の要援護者への取り組みを支援する。	社 会 福 祉 課
• 男女双方の視点を取り入れた防災計画の策定と防災体制づくりを行う。	危 機 管 理 課
• 女性消防団員^{*17}による災害現場での活動について協議する。	救 急 警 防 課

*16 NPO

行政、企業とは別に社会的活動をする「民間非営利組織」のこと。利益の分配をしないことなど諸々の条件を満たす活動については、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき法人格が付与される。

*17 女性消防団員

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関で、「自らの地域は自ら守る」という精神を基本に、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、火災の警戒・消火だけでなく風水害にも対応し住民の安心と安全を守る役割を担っている。

消防団員の身分は非常勤特別職地方公務員であり、報酬として年手当や出勤手当が支給され、一定の要件のもと防火管理者の認定、特殊無線従事者・応急手当普及員等の資格が取得できる。また、公務災害補償、退職報償金、表彰などの制度がある。

沼津市では女性のもつソフト面を取り入れた防火指導及び後方支援活動を強化するため、平成4年度に女性消防団「紫明隊」を導入し、地域の防火指導、防火広報、普通救命指導などを行っている。

（平成27年4月1日現在 沼津市消防団員872人のうち、女性団員20人）

基本的施策 10

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための職場環境づくり

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を発揮し健康で豊かな生活を営むため、生涯を通じて仕事と家庭生活が両立できる社会環境が求められる時代となりました。

しかしながら、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事・子育て・介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にあります。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事や家庭・地域生活において責任を果たすとともに、それぞれの年齢やライフスタイルに応じた多様な生き方を選択することができる環境整備を進める必要があります。

また、子育て・介護のため仕事を離れた女性の就職・再就職の支援や、子育て・介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備も同時に進める必要があります。

10 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための職場環境づくり

(23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進

(24) 女性の就職・再就職への支援

(25) 男性の働き方の改善

施策の方針

(23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進

職場において、働く男女のワーク・ライフ・バランス実現のため、各種制度の構築や相談体制の充実など、環境整備が行われるよう、事業者等に働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の利用促進を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みを促すため、事業主・人事労務担当者向けのセミナー開催や情報提供などを行う。	市 民 協 働 課
・男女のワーク・ライフ・バランス推進のため、各種休暇等の積極的取得を推進する。	人 事 課
・シティプロモーション推進において、子育てママの働き方の提案などを行う。	ぬまづの宝推進課
・市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス支援制度の学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
・管理職を含め教職員の勤務時間の現状を見直し、時間外勤務の縮減に向けた環境整備と指導を行う。	学 校 教 育 課

(24) 女性の就職・再就職への支援

結婚や出産・子育てなどで職を離れた女性の再就職支援のため、学習機会や就職情報の提供を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・子育て支援分野の各事業に従事する職員を確保するため、県または市で実施する研修への参加を促進する。	子 育 て 支 援 課
・ハローワークや静岡県等が実施する女性の就職・再就職についてのセミナー情報を提供する。	商 工 振 興 課
・女性の再雇用制度・継続雇用制度・法令遵守や徹底のための情報を提供する。	

(25) 男性の働き方の改善

職場において、男性が抱えるストレスや長時間労働から解放され、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう働き方の慣行の改善を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・業務効率の向上を図ることにより、時間外勤務の縮減を図る。	人 事 課
・市関係課や商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、男性の働き方の改善についての学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課

基本的施策 11

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための家庭・地域環境づくり

現状と課題

少子高齢化の進行、共働き世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加など、社会情勢の変化に伴う価値観やニーズが多様化する中で、活力のある家庭や地域を形成していくためには、固定的な性別役割分担意識をなくし、家族や地域住民同士が支え合うことが重要です。

男女が共に働き方や暮らし方を見直し、互いに責任を分かち合いながら、双方が協力して家事・育児・介護等に参画するとともに、バランスよく地域社会への貢献や自己啓発などを行えるよう社会的な支援や環境の整備が求められています。

11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための家庭・地域環境づくり

(26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援

(27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

施策の方針

(26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援

男女が共に家庭生活や地域活動に参画しながら、仕事と生活の充実を図れるよう学習機会を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・働く男性の地域参加を促すための講座開催など、対象の年代を絞った学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
・学校教育における保育体験・介護体験などの生活体験学習を行う。	学 校 教 育 課

(27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

ワーク・ライフ・バランス実現のため、地域で育児や介護を支える環境を整備します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域活動に男女共同参画の視点を取り入れるための学習機会を提供し、地域での環境づくりを支援する。	市 民 協 働 課
・貧困の連鎖 ^{*18} を防止するため、生活困窮世帯に属する子どもへの学習支援を行う。	社 会 福 祉 課
・放課後子ども総合プラン ^{*19} に基づき、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう、事業を推進する。	子 育 て 支 援 課
・延長保育、一時預かり、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	
・シングルペアレントの生活向上のために必要な情報提供等をする専用の相談窓口を設置し、職業技術取得の支援を行うほか、懇話会等を開催し支援施策について検討する。	こ ども 家 庭 課
・地域包括支援センター ^{*20} の活用などによる地域での介護支援体制と相談体制の充実を図る。	長 寿 福 祉 課
・地域で育児を行いやすい公共空間（公園）を整備する。	緑 地 公 園 課

* 18 貧困の連鎖

生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもが、大人になっても再び生活保護を受給あるいは生活困窮に陥ること。

* 19 放課後子ども総合プラン

小学生を対象とした総合的な放課後対策事業。本市では、文部科学省の補助事業である「放課後子供教室」事業と、厚生労働省の補助事業である「放課後児童クラブ」事業とを連携させ、総合的な放課後対策事業として推進している。

* 20 地域包括支援センター

平成18年4月に施行された改正介護保険法に伴い創設された機関で、高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が維持できるよう、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が、要介護状態になることを未然に防ぐためのサービス提供に関するマネジメント、権利擁護・支援困難事例等への対応、総合相談等を行う。

基本的施策 12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

現状と課題

我が国の男女共同参画の実状は、政治分野や経済分野をはじめとして男女格差が大きく、国際的に取り組みの遅れが目立ちます。そこで、世界の諸活動にも目を向け、男女共同参画に関する国際的な動向を把握しながら市における制度やルールづくりを進め、施策に取り組む必要があります。

また、本市における在住外国人の定住化が進む中、これらの人々との積極的な交流・情報交換などにより、互いの文化や生活習慣、価値観を理解・尊重し、ともに多様性に配慮した地域社会を築いていくことが求められています。

12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

(28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供

(29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

(30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

施策の方針

(28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供

社会の動向に目を向け、国・県の男女共同参画推進体制の情報収集により、最新の情報提供を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
男女共同参画に関する国際的な動向に関する国や県等の情報を収集・提供する。	市 民 協 働 課

(29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

多様な文化や価値観の違いを理解し、すべての市民が男女共同参画社会づくりに協力できるように、在住外国人との交流を促進します。

施 策 の 内 容	担 当 課
在住外国人と市民との交流事業の実施による男女共同参画に関する国際理解と男女の協力意識の啓発を行う。	市 民 協 働 課

(30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

在住外国人の地域・社会への参画支援や、生活文化の違いによる悩み等の相談体制を整備します。

施 策 の 内 容	担 当 課
在住外国人の地域コミュニティ活動に参加するための支援を行う。	地 域 自 治 課
在住外国人の市役所窓口や相談窓口での通訳や、日本語学習支援などのサポートを行う。	市 民 協 働 課